

特集 2

生活保護行政と弁護士の役割

貧困に抗する社会運動と 弁護士・弁護士会の役割



NPO法人自立生活サポートセンター・もやい
事務局長／反貧困ネットワーク事務局長

湯浅 誠 Yuasa, Makoto

- I はじめに
- II 貧困—忘却からの脱出
- III NOと言えない労働者たち
- IV 放置される貧困
- V この社会を分裂させるのか
- VI 連携の力を示すとき

I はじめに

「現代日本の貧困と生存権保障」をテーマに行った第49回人権擁護大会シンポジウムが終わった夜、私は釧路の打ち上げ会場で、「貧困やワーキング・プアの問題に取り組む法律家の出現が遅すぎた。『骨太の方針2006』に書き込まれた数々の『改悪』は実行されてしまうだろうが、しかし10年後を見据えて連携を深めていきたい」と話したのを覚えている。

シンポジウムの中で、「私はこれまでに1000件以上の生活保護申請に同行している。おそらく、この会場に集まっている700人の弁護士

全員の申請同行件数を足したより多いだろう。しかし、それを私が『業』として行えば、私は非弁行為で処罰される。つまり、みなさんの仕事だ。生活保護の申請をできずに『水際作戦』に遭っている何十万という人たちの問題を、人権侵害事件としてとらえてもらいたい」とタンカを切った後だった。私の気分はなぜか沈んでいた。

それに対して、実行委員長だった竹下義樹弁護士が次のように応答したことも忘れられない。彼は「たしかに49回目にして初めて生存権をテーマに据えたというのは、日弁連として遅すぎた。『骨太』も阻止できないかもしれない。しかし、だからといって何もしなかったら、それこそ『弁護士会は何のために決議を挙げたんだ』と言われるだけだ。全力でがんばろう」と居合わせた40～50名の参加者にハッパをかけた。

それから2年。私には、率直に言って、隔世の感がある。あのとき、現在2008年6月の現状がこんなふうになるとは、まったく想像していなかったからだ。

II 貧困—忘却からの脱出

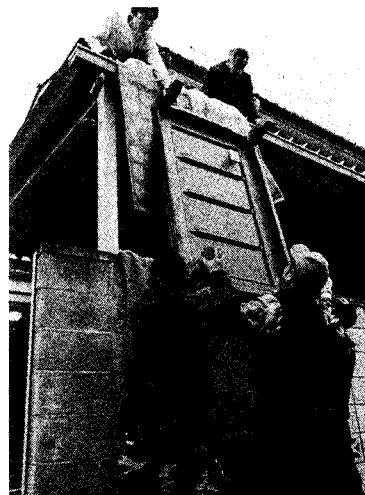
第49回の人権大会があった2006年の夏、私は「『格差』ではなく『貧困』の議論を」と題する文章を執筆していた(『賃金と社会保障』1428・1429号、また後に改訂して岩波書店『世界』2006年12月号、朝日新聞社『論座』2007年1月号掲載)。当時、私は自らが発案した野宿者(ホームレス)の仕事起こしとしての便利屋で働く肉体労働者だったが、朝の集合時間の1時間前に現場付近に到着し、この原稿を書き足してから現場に行くのが日課だった。

2006年の夏とは、NHKスペシャルで話題となった『ワーキングプア』が放映された時期でもある。あの番組の制作過程では、中心にかかわっていた若いディレクターたちがタイトルをどうするかについて悩んでおり、そのことが取材中の雑談で話題になることもあった。「格差」なら無難だが、現状は流通しているその言葉の射程には収まらないような事態に立ち至っている。取材の現場はまぎれもなく「貧困」の様相を呈しているが、その言葉はあまりにも冒険的すぎる……。そんな雰囲気はたしかに社会的に存在していた。

この雰囲気は、人権問題や憲法問題に関心のある人たちの間でも同様だった。さまざまな人権諸課題に敏感な「人権派」と目される人たちが、ことワーキング・プア、生活保護、ホームレスといったテーマになると自己責任論を持ち出してはばからない、という風潮が一部に見いだされた。

そのため、この問題については、最近私は憲法9条との絡みで、次のように説明することになっている。日本は、類稀な戦争体験をした結果として平和を希求する意識が広く浸透しており、9条に対する愛着は強いものがある。しかし他

方、同様に類稀な高度経済成長を達成したために「貧困」の問題は忘れられ、「貧困」とは遠いアジア・アフリカの「かわいそうなおもたち」の話、または遠い過去の日本の話になってしまっ



あうんの労働現場。写真左上が筆者。

た。そのために、25条の話は9条に比べて相対的に弱く、また、25条と9条(貧困と戦争)がセットで語られることも少なかった。しかし今、アメリカで底辺校に通う貧困家庭の高校生たちが軍に重点的にリクルートされているように、日本にも同じような事態が現出しつつある。現代日本の貧困問題を改めて直視し、憲法9条と25条をセットで語るようにしていかないと、日本もまた、裏口(25条)から9条を掘り崩されることになりかねない……と。

そして2007年。「貧困」の問題は、心ある活動家、心あるジャーナリスト、心ある法律家の間に「なんとかしなければならぬ問題」として広がっていき、その中で、主に2つの問題が焦点化されていった。

1つは、グッドウィルの「データ装備費」不当利得問題を入口とした、日雇い派遣、ひいては派遣労働それ自体の問題。もう1つは、3年連続の北九州餓死事件を契機とした生活保護の「水際作戦」、ひいては生活保護行政全般の問題である。

前者は「労働ダンピング」(中野麻美著)、「雇用融解」(風間直樹著)と言われる労働市場の地盤沈下を象徴的に示す事例として、また後者は社会保障のセーフティネットがいかに脆弱で、人々の暮らしを支えるに足るものとなっていな

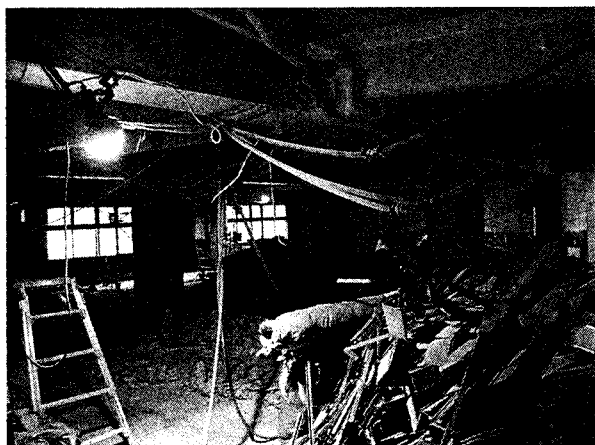
いかを示す事例として、個別の中に普遍的問いかけを内包しつつ、社会問題となった。

III NOと言えない労働者たち

両者に共通するのは、結局のところ、「人間らしい」暮らしとか労働とは何なのか、というきわめて基本的で、それゆえに困難な問いかけである。

日雇い派遣を含む非正規労働を擁護する人たちは、常に「非正規労働を広げたから失業がこの程度で済んだ」と言う。派遣労働のネガティブリスト化(1999年)、製造業への派遣労働の解禁(2004年)がなければ、経営者は雇用を差し控え、失業者が増大していただろう、という理屈だ。日本の人件費が高いままだったら、企業はとっくに海外に流出している。日本にとどまっているだけでもありがたいと思え、というのも同じ理屈だ。

しかし、その結果蔓延した派遣労働は、人々から「人間らしい労働」を奪った。



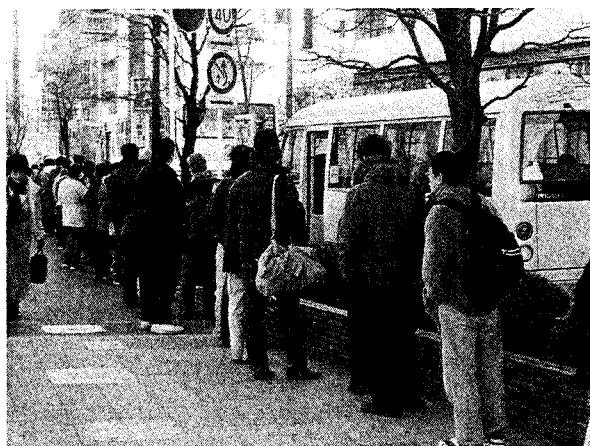
筆者が働いた日雇い派遣会社エム・クルーの仕事現場。この日、私が働いたのは、集合ビル3階の元サウナの解体現場。重機が入らないため、コンクリートの瓦礫(ガラ)の山を1日中、1つ1つ運び出す。日給は7200円。交通費・食費は自腹。42%が中間マージンとして抜かれている。

派遣労働の最大の特徴は、中野麻美氏が指摘しているように「労働力の商取引化」にある。派遣労働者321万人の73%を占める登録型派遣労働者234万人は、仕事がなければ収入もない。いわば「倉庫代不要の在庫商品」だ。日雇い派遣会社は、どこも軒並み35~40%の中間マージンを取っているが、それが仕事のないときの人々の生活保障に使われることはない。

当然ながら、労働者はきわめて弱い立場に追い込まれる。「話と違う」現場に対して文句を言う者、また派遣先企業から「不良品」扱いされる者は、直ちに干される。困るのは一方的に労働者の側だけ。「倉庫代」がかからない以上、そしてそんな条件でも黙々と働く者たちが市場に十分に蔓延していれば、派遣会社が痛みを感じることは一切ない。

結果として、どんな労働条件でも、どんな安全衛生状態でも、どんな現場でも、文句を言わずに黙って赴いてくれる人ほど、派遣元・派遣先双方にとって「よい商品」ということになる。そして、それによって生計を立てている者ほど、生活のため、生きていくために「よい商品」に成り下がらざるを得ない。

生存の確保と人間的な労働が、こうして無限



筆者が住む所沢駅朝の風景。バス停のないところに人が並び、派遣会社の車を待つ。かつて、このような光景は、日雇労働者の街にしかない、と言われていた。しかし、今では日本全国ありふれて認められる光景になってしまった。これを私は「日本社会の『寄せ場』化」と呼んでいる。

に乖離していく。人々は、工場の門前で人間的諸権利を捨てて、「よい商品」として職場に出勤する。

ある種の人々は、「自由で多様な働き方をしたい、自ら選んでいるのだ」と言う。しかしそれは、イヤならすぐに働かないという選択をできる条件のある人、それでも生活していける条件をほかに持っている人たち、親に養ってもらっている学生アルバイトや、夫に養ってもらっている主婦パートの話である。いったん労働市場から出ても容易に再参入できる(新規大卒という資格を得て、市場に再参入できる)、あるいは労働市場から出ても生活できる(親や夫の扶養)という条件がなければ、実際には好むと好まざるとにかかわらず、生きていくために「倉庫代不要の在庫商品」に成り下がるほかはなく、そこに「自由」も「自己責任」もない。

そこで、次に問題になるのは、そうした労働市場外の条件を持っていない人はどうすればいいのか、という話だ。高卒で働き出して、新たな資格を得て市場に再参入するためには長期の職業訓練を必要とする人、しかもそれに要する費用とその間の生活費を出してくれる親がいない、または親にその余裕がない人、または夫婦共働きでようやく家計を支えている夫または妻、さらには配偶者を持たないシングルマザー・シングルファザー。この人たちに「イヤなら辞める」ことを可能にするどんな条件が公的・社会的に整備されているか。

残念ながら、それこそが日本の社会保障のもっとも弱い部分である。稼働能力がある、と本人および周囲の考える人が労働市場からはじき出されてしまったときに、どうやって生きていくか。資格(主に学歴)もない、親・親族にも頼れないという人が、それでも生きていきたいと考えたときに、どうやったらそれが可能になるのか。それとも、それは「ぜいたく」なことなのか。

IV 放置される貧困

そして、その脆弱さがもっとも究極的に現れるのが、2007年に焦点化されたもう1つの課題、生活保護問題である。

労働市場から弾かれ、家族によっても支えられない、という人は、自力で生きていくことが難しくなる。障害者・高齢者・子どもといった稼働能力がないと社会的に認められる層には、不十分ながらも官・民の福祉のセーフティネット(種々の施策や施設)が存在しているが、「働けるはず」の人たちにはそれも存在していないからだ。

その結果、稼働能力のある人たちは、さまざまなプロセスを経つつも、最終的には「生活保護を利用しない限り、生活が成り立たない」というところにまで立ち至ることがある。

しかし、福岡県北九州市で2005年以来3年連続で餓死事件が勃発したことに象徴されるように、その人たちに対しては、生活保護ですら門戸を閉ざしている。

ただ、急いで付け加えなければならないのは、門戸を閉ざしているのは制度上の限界ではない、ということだ。そうではなく、運用上閉ざしている。しかも申請させないという違法なやり方で。これが「水際作戦」と呼ばれるものである。

生活保護行政の、過度に厳しく、ときに不適切で、ときには違法でさえある運用は、年齢・性別を超えた多様な生活困窮者に被害を及ぼしている。しかしとりわけ集中的に被害を受けているのが稼働能力のある人たちだということも間違いない。

労働市場から出た稼働能力ある人たちには、人間らしい生存の基盤も整えられていない。

しかも、このような現状を抜本的に改革することなく、2007年厚生労働省は生活保護基準



2006年5月23日、北九州市門司区で餓死遺体で見つかった56歳男性宅近く。写真奥の右側に見える白い建物が男性の住んでいた公営住宅。生活保護申請を断られて生活が立ちいかなくなった後、写真前景に見える公衆便所の水道で水を飲み、飢えをしのいでいたという。

の切下げを画策した。それは制度的に、人間らしい生存の基盤を掘り崩そうとするものだった。そのときの理由は、次のようなものである。生活保護基準以下で暮らしている人はいくらでもいるから、生活保護基準を切り下げても構わない、と。労働市

場からも弾かれ、生活保護を含む福祉のセーフティネットからも弾かれる人たちの存在が、それ自体生活保護基準切下げの理由にされた。

労働市場から弾かれてもほかに生きていく道が見つからない人たちは、自殺しない限り、労働市場に舞い戻って生きていく道を探すほかない。そしてその存在が、本人の意思とは無関係に全体の労働条件を引き下げていく。

それを見て「やっぱり働けるんじゃないか。やっぱり甘えさせてはいけなかったんだ」と「合点」する人がいるとしたら、その人はもう「人間らしい」ということがどういうことなのか、わからなくなってしまっている。

V この社会を分裂させるのか

人間的諸権利を奪われた労働と、人間的な生存を許さない生活保護行政のあり方が、人間らしい社会を作り出すはずがない。10年連続の自殺者3万人超という異常事態は、日本という

国がいかに生きづらい、非人間的な社会かということを示して余りある。

世界的に日本より人口比における自殺率が高い国は、リトアニア、エストニアなど8カ国だけ。OECD加盟国中ではハンガリーに次いで下から2番目、という日本社会の貧弱さの中では、生きづらさを感じることはむしろ健全である。世界的に見て異常に生きづらい国で暮らしているのだから、この国で生きづらさを感じないとしたら、そのほうがグローバル・スタンダードとしては、むしろ不健全である。

先日、私がかかわっているNPO法人自立生活サポートセンター・もやいには、以下のようなメール相談が寄せられた。

「初めまして。

私は以前勤めていた派遣会社が給与を支払ってくれず、生活が出来なくなってしまった為退職しました。きちんとした仕事をしたいと思っていてハローワークなども行きましたが、生活が厳しいため日払い派遣の仕事を選ぶしかなく、それもあまり仕事が回ってこなかったり、遠い場所での集合の為交通費をだせず、満足に働くことも出来ないまま資金が底をついてしまいました。せめて最低限度の生活が少しの間送ればすぐにでもきちんとした会社に就職したいと考えているのですが……。もう自分でもどうしたらいいのか解らず、うつ状態のようになっています。もうすぐライフラインも停まってしまいますし、今月の家賃も払えそうにありません……。このまま追い出されてホームレスになるか、自殺するしか方法は残されていないのでしょうか……。良きアドバイスいただけたらと思い、メールさせていただきました。本当はお電話させていただきたいのですが、今はプリペイド携帯しかもっていないく、お金が無いため公衆電話からもかけることができず、メールで連絡させていただきました。よろしく願いいたし

ます」。

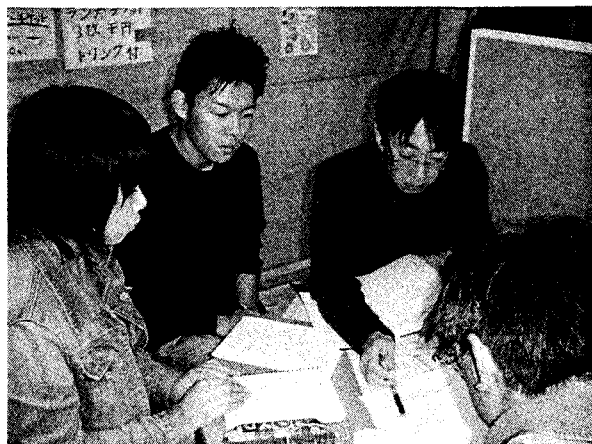
派遣会社の給与未払いから生活に窮して日雇い派遣へ。しかし、本人が思うようには仕事を回してもらえず、遠方の現場に通う交通費もない。家賃も払えず、ライフラインも止まる寸前で、うつ状態になり、ホームレスか自殺かという選択肢を考えるに至る。相談するにもその電話代すら残されていない……。

もやいで活動していれば、こんなケースは珍しくも何ともない。相当数の人々が、現在こうした状況に追い込まれており、しかも世間は、「もうちょっとやりようがあったら」と叱責と疑いの目で見ると。「こんな世の中で生きていても仕方ないんじゃないか」「死ねと言われていたようなものだ」と思うに至ったとしても、別段不思議ではない。

総合研究開発機構(NIRA)は、就職氷河期世代に対して、このままジョブカードのような何の実効性もない施策でお茶を濁しているだけで放置しておく、将来的には生活保護負担が18兆円増えるとの試算を発表した。また、NPO法人ライフリンクなどが中心となって取りまとめた自殺実態白書2008によれば、自殺によって失われた経済損失は22兆円に上る。

「お金がないから仕方ない」と言って一人一人を切り捨てている中で、実は現在の経済状況を悪化させ、将来へのツケを増やしているのが、今の日本の姿である。

それだけではない。「社会に見捨てられた」と感じた人たちの社会不信は、社会統合の分裂をもたらす。考えてみればいい。「どうせ誰も何もしてくれない」と思い切った人たちは、何のために社会を維持していかなければならないのか、その理由がわからなくなる。もやいには、ぼつりぼつりと生活保護を受けることに何の抵抗も痛痒も感じない人たちが現れ始めているが、それは権利意識が高くなったのではなく、「どうして何もしてくれない社会に対して、おれ／



もやい相談日の風景。「ここが新宿か？」というような路地裏にある事務所には、相談日ともなると30人前後が押しかける。生活相談の約半数は、20代30代の若年層だ。相談日はスタッフ全員がボランティア参加。もともと相談に訪れた当事者や学生も多く、平均年齢は30歳前後か？ 素人集団だが、「ここでたらい回しを終わらせる」との気概は、みなが当然のように共有している。

私が気遣わなきゃいけないの？」と素朴に理解できないからだ。

社会的に排除し尽くされて、社会不信が嵩じていけば、このような心理状態に至るのは当然であり、本人が特段ひねくれているわけではない。いつまでも本人たちが「国のお世話になってすみません」と肩身を狭くして生きていると思ったら、大間違いである。

全労働人口に占める非正規率は上がり続けており、「フリーター第一世代」と言われる40歳前後の親世代はすでに労働市場から撤退している。もはや「フリーター」の定義からさえ外れてしまったその人たちの貧困は、親世代の資産を食いつぶすことによって一定程度社会化されずに家族の中に保たれている。しかし、さらにその子どもたちの世代には、もはや食いつぶすべき親の資産は残されていない。私たち／あなたたちの子や孫の世代には、その意味で貧困が一気に社会化される可能性があり、今はダムの壁面に亀裂がびしびしと走り回り、チョロチョロ、ザーザーと漏水量が増えている段階だ。

生まれたときから社会的排除を受け、生きていける見通しも立たない人たちは、この社会の内部にスラム的な空間を形成し、社会は分裂し

ていこうだろう。人々の生活を切り捨て続けることで達成される「プライマリーバランス」など、あっという間に崩れ去る。そのときになって、徹底した社会不信からコミュニケーションの取れなくなった子や孫を見て、「どうしてこんなことに……」と嘆いてみても遅い。なぜなら、今着々と私たちの社会はそうした未来を準備しており、それを止められない私たちは、結果的に加担していることになるからだ。

VI 連携の力を示すとき

やるべきことはたくさんあるが、基本的には、人間らしい生存と労働の保障を社会がどう確保できるかが問題になるだろう。具体的には、労働市場の地盤沈下に歯止めをかけ、同時にそこからはじき出された人でも生存が可能になるように福祉のセーフティネットを強化するしかない。

ワーキング・プアと呼ばれる存在は、つまりはこの両者(労働と福祉)の間に落ち込んでしまった人たちなのであり、一方で「働けば食べていける」状態を作り出すとともに、他方で「働けな

いときにも生きていける」状態を整備することが必要だ。そして、両者は同時並行的に追求されなければならない。なぜなら、現実存在するワーキング・プアの状態にある人たちは、労働の問題と生存の問題、双方の問題を抱え込んでしまっているからだ。

これは、弁護士だけがやれる仕事、やるべき仕事ではないが、しかし同時に「社会正義と基本的人権」に深くかかわる課題である。

そして49回人権擁護大会を担ってきた弁護士たちは、その仕事に積極的に取り組んできた。

労働の分野では、非正規化が進む中で非正規労働者の組織化が大きなテーマとなってきた。それは、これまでの労働組合の「常識」を改めるものとなり、必然的に生活保障の問題を視野に入れた活動をせざるを得ない。他方、生活保障分野でも、すでに働いている人たちが、それでも暮らしが成り立たなくなって生活相談に訪れる現実がある。労働の分野、生活保護の分野で活動する弁護士たちが、ワーキング・プアの人権保障に向けて積極的な連携関係を築くことが、求められている。

2007年暮れ、私たちはもやいと首都圏青年ユニオンが協力して作った「反貧困たすけあいネットワーク」というワーキング・プアの互助組織で初めて、労働相談と生活相談をセットで行う「年越し電話相談会」を開催した。電話を開設した9時間の間、3回線引いた電話がほぼ鳴りやまず、相談件数は85件に達した。私はその後、1000件分の相談を受けられる許容量がこちら側にあれば、1000件の電話がかかってきただろう、それくらいニーズは社会にある、と話してきた。

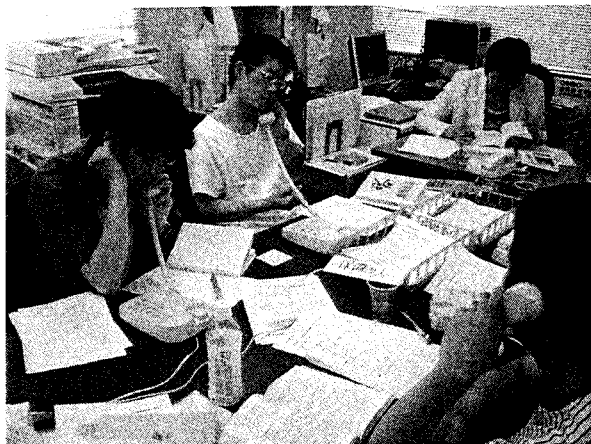
2008年、同様の取組みが日弁連によって全国規模で行われ、約1300件の電話が入ってきた。つながらなかったものまで含めれば、延べにして1万件を超える電話がかかってきたという。社会の悲鳴を受け止める受け皿は、まだま



反貧困の活動に弁護士たちが果たしてきた役割は、とても大きい。2007年に結成された「反貧困ネットワーク」の記者会見の様。前列中央が代表の宇都宮健児弁護士。前列左には、長らく生活保護問題に取り組みされてきた尾藤廣喜弁護士、後列右には第51回人権擁護大会事務局長の猪股正弁護士の姿も。



2007年8月26日、「おにぎり食いたい」の日記を遺して餓死した北九州市小倉北区52歳男性の事件で、小倉北区福祉事務所長を保護責任者遺棄致死罪で刑事告発。地検小倉支所に入る法律家ら。前列尾藤弁護士。その後ろが生活保護問題対策全国会議事務局長小久保哲郎弁護士、その左に同幹事の高木佳世子弁護士ら。



弁護士だけではない。司法書士たちも、この問題では大きな役割を果たしている。写真は、弁護士会に先駆けて、2004年より毎年実施している全国青年司法書士協議会の「生活保護110番」。2007年には全国で1000件の相談が寄せられ、相談ダイヤルは、その後常設化されて、今でも相談を受け続けている。

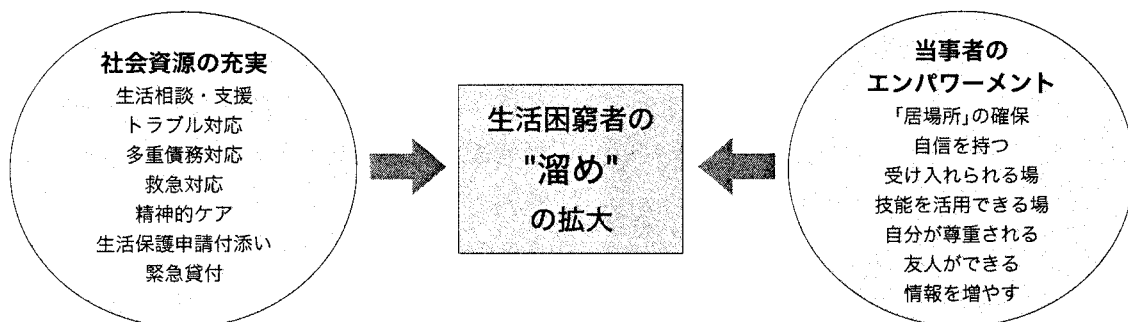
だ不足している。1万件の悲鳴を受け止められるような受け皿を作っていかなければならない。

労働問題にしても、生活保障の問題にしても、法的解決のみで完結する問題は必ずしも多くはない。たとえば生活保護であれば、生活保護の申請をして開始されても、本人が一度切れてしまったさまざまな人間関係を新たに作り直す「居場所」としての取組みは、もやいのような市民団体に任せるほかない。クレサラ問題に携わる人たちが、被害者の人たちと連携して各地に「被害者の会」を作ってきたように、既存組織の

活性化も含め、当事者が孤立しないための互助組織を各地で作っていく必要がある。それは、私たちのような市民団体や労働組合の仕事だ。

両者の連携が日本社会の異常な生きづらさをいくらかでも緩和していく。そして、そのような草の根的なネットワークが十分に展開していったとき、日本の政治や政策が本当の意味で方針転換を迫られるようになるだろう。

道は長い。それぞれがそれぞれのできることを最大限やっていく中で、両者の連携が一步步進むことを願っている。



貧困状態に追い込まれた人の心身の「回復」のためには、生活保護の申請同行や多重債務整理など社会資源の充実(左側)と同時に、安心できる居場所や新たな人間関係の作り直しができる場の提供(右側)が欠かせない。筆者は、どちらを欠いても支援活動はうまくいかないと考えている。両者の役割分担と連携がどうしても必要だ。